

生活困窮者に対し適切に福祉サービスを  
提供するとともに、地域社会のセーフ  
ティネット機能を強化し、地域の要援護  
者の福祉の向上を図ること  
(施策番号Ⅶ-1-1)

添付資料

# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

# 生活困窮者自立支援法における支援状況

- 施行後2年間での支援状況は、
  - ・ 新規相談者は約45万人、
  - ・ プラン作成により継続的に支援した人は約12万人、
  - ・ 就労・増収した人は約6万人、
  - ・ 支援における就労・増収率は約7割
 といった状況にある。

- 平成27年度と28年度を比較するとプラン作成件数が伸びており、相談を包括的に受け止めて支援することが定着してきているといえる。

- 就労・増収率の実績は高い水準にあるが、支援においては、一般就労や増収といった状況だけでなく、それらに至るまでのステップアップを丁寧に把握していくことも重視。

【参考】国の目安値・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(H30年度)
新規相談件数	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月 当たり換算で26件
プラン作成件数	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	7件	7件	プラン作成件数の 60%
就労・増収率	42%	70%	75%
1年間でのステップ アップ率	—	80%	90%

※新規相談件数・プラン作成件数・就労支援対象者数は人口10万人・1か月当たり。

※就労・増収率のKPIは、実績を踏まえH28年度に見直しを実施。

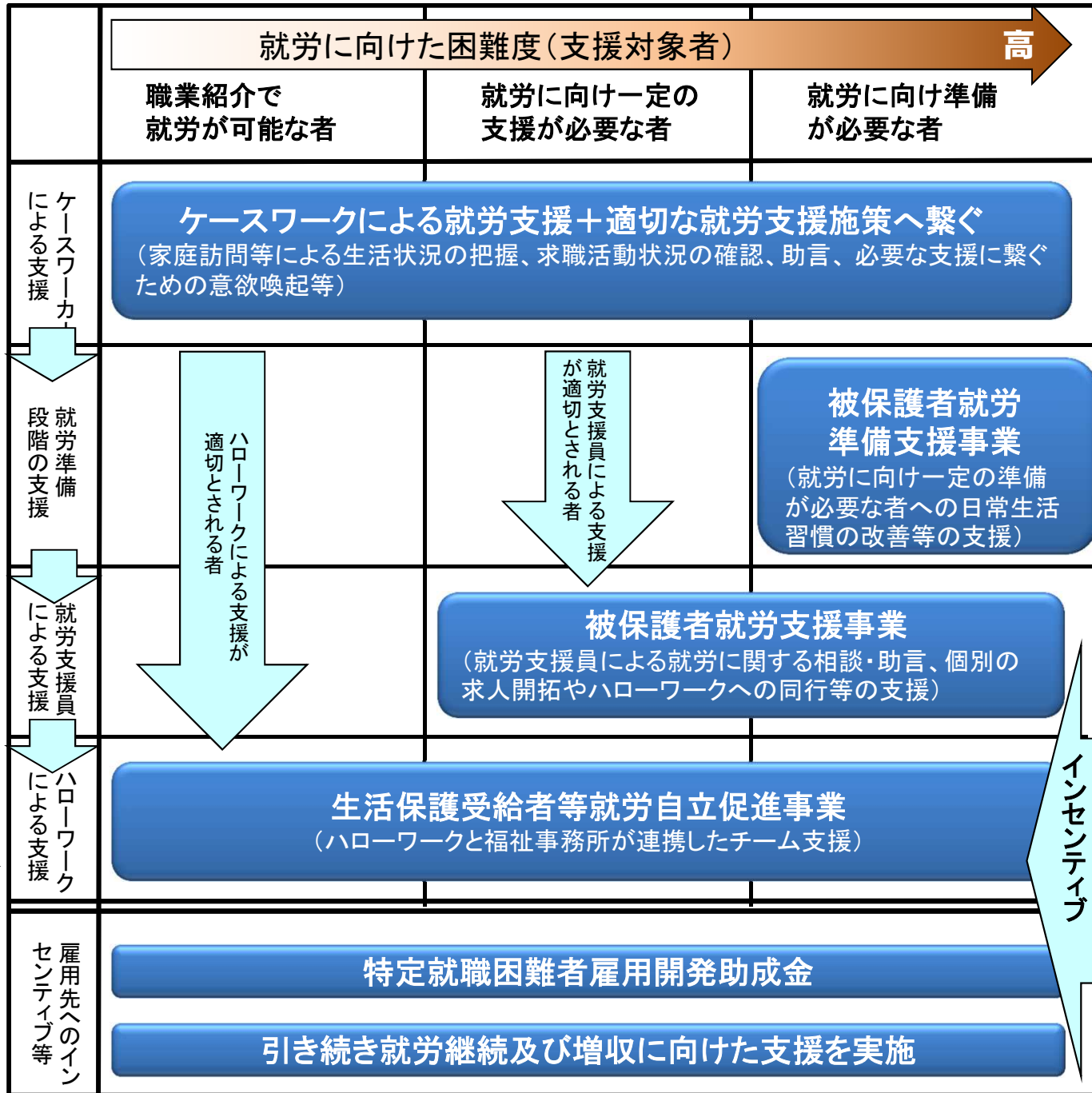
※ H29年度からKPI・目安値に「1年間でのステップアップ率」を追加。

## 支援状況調査集計結果(H27.4～H29.3)

	新規相談件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・ 増収率
	総数・件	人口 10万人 あたり	総数・件	人口 10万人 あたり	総数・件	人口 10万人 あたり	総数・件	うち就労支援 対象プラン 作成者分	総数・件	うち就労支援 対象プラン 作成者分	
H27年度	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28年度	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%

# 生活保護受給者に対する就労支援施策について

## 生活保護受給者に対する就労支援の実施



### 【参考】就労支援事業の参加状況(H27年度)

事業対象者	参加者	参加率
339,377人	121,380人	35.8%
	就労増収者	就労増収率
	54,678人	45.0%

・改革工程表KPI(達成時期:2018年度まで)  
 事業参加率 60%  
 事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

### 【内訳】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業  
 (参加者) 67,611人  
 (就労増収者) 44,105人(65.2%)
- 被保護者就労支援事業  
 (参加者) 83,237人  
 (就労増収者) 37,731人(45.3%)
- 被保護者就労準備支援事業  
 (参加者) 6,869人  
 (就労増収者) 1,871人(27.2%)
- その他自治体の独自事業  
 (参加者) 6,007人  
 (就労増収者) 2,539人(42.3%)

※ 同一人が複数の事業に参加した場合、重複して計上

### 就労・自立インセンティブの強化

#### 就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】  
 (上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

#### 勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】  
 (最低控除額 15,000円)

#### 就労活動促進費

【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】  
 (月5,000円 原則6ヶ月以内)

# 生活保護における後発医薬品の使用促進の取組

## 法改正時の見直し

生活保護法改正により、後発医薬品の使用を促すことを規定（平成26年1月1日施行）

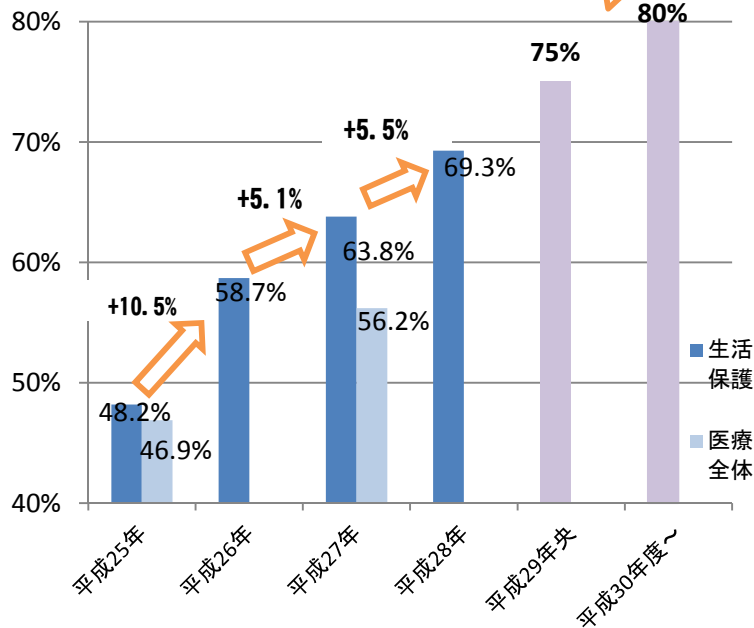
第34条第3項（略）医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品・・・を使用することができるものと認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

※ 医師が後発医薬品の使用を可能と判断したにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、

- ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
- ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

## 取組の進捗状況

改革工程表における目標値  
(80%以上とする時期について  
平成30年度を基本とする)

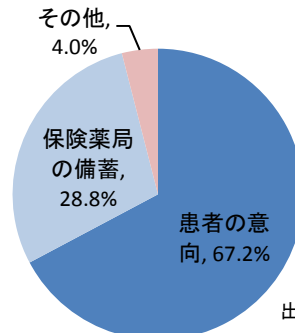


使用割合（数量シェア）の典拠：  
医療扶助実態調査（各年6月審査分）、  
医薬品価格調査（薬価本調査）（速報値）（各年9月取引分）

## 取組の課題

医師が一般名処方したにもかかわらず薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が高い。

【医師が一般名処方したにもかかわらず薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由】



出典：財政制度等審議会資料

（留意点）

調剤報酬明細書の記載要領において、一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合、調剤報酬明細書の摘要欄に「患者の意向」「保険薬局の備蓄」「後発医薬品なし」「その他」のうち、最も当てはまる理由をひとつ記載することとなっている。

上記の数値は福祉事務所のレセプト管理システムを活用し、政令市・中核市の平成27年度審査分からそれぞれの理由を抽出し集計したものである。

銘柄名処方に含まれていないことから、上記内訳が後発医薬品が調剤されなかった理由の全てでないことに留意が必要。

また、1年間のレセプトから抽出したものであるため、個人が重複して集計されている可能性があることに留意が必要。

## 法改正以降の新たな取り組み

### 【平成27年度～】

1. 福祉事務所における後発医薬品の使用促進計画の策定（院外処方）
2. 院内処方の使用割合の低調な医療機関に対する後発医薬品使用促進の要請

### 【平成28年度～】

1. 改革工程表に、後発医薬品の使用割合の目標を設定
2. 地域の薬局等と連携した服薬指導のモデル実施

### 【平成29年度における取組】

- ・外部評価を取り入れたPDCAサイクルの実施について予算に計上

### 【今後の検討】

- ・平成29年度に行う制度全般の検討の中で、後発医薬品の使用促進に係る更なる対策について検討

## 参考：経済・財政再生計画改革工程表KPI

### 【測定指標】

医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率（平成28年度目標値100%）

### 【指標の成果】

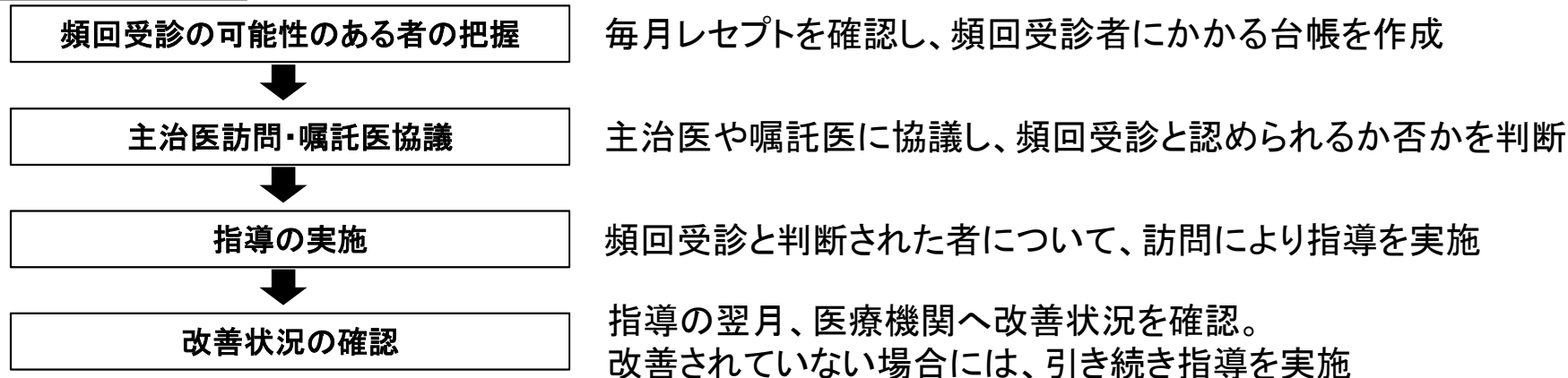
目標達成

# 頻回受診の適正化について

## 頻回受診の指導対象者

医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者

### 適正化の対応



### 【頻回受診の改善の状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上の通院が3か月以上継続している者数)(A)	18,969人	16,526人	15,462人	13,548人
適正受診指導対象者数(B)	4,146人	4,012人	3,809人	3,020人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,749人	1,844人	1,749人	1,365人
改善者数割合(C/B)	47.01%	45.96%	45.92%	45.20%

### 取組状況

#### 【平成28年度からの取組】

・改革工程表を受け、福祉事務所等において、頻回受診適正化計画を策定して適正受診指導を推進

#### 【平成29年度における取組】

・受診指導の対象者の範囲を順次拡大しつつ、外部評価を取り入れたPDCAサイクルを実施することについて予算計上

##### <対象者の範囲>

同一傷病で、同一月内に同一診療科を15日以上受診する一定の者(初診月である場合や短期的・集中的に治療を行った者等を除く。)にまで拡大

##### <対象者拡大の段階的实施>

まずは、補助事業上の対象者を拡大(将来的には全ての福祉事務所を対象者を拡大することを想定)

参考:経済・財政再生計画改革工程表KPI

#### 【測定指標】

医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体  
(平成28年度目標値100%)

#### 【指標の成果】

目標達成